

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社山形銀行			コード	8344
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に新任社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	廣田 直人	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	井上 弓子	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
3	高橋 広樹	社外取締役	○														○	新任	有
4	岡本 明子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
5	高嶋 清彦	社外取締役	○												△			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	・当行は廣田直人氏が2023年6月まで取締役会長を務めていた千歳コーポレーション株式会社と預金・貸出金取引がありますが、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	長年、銀行・証券会社の経営に携わっており、特に大手銀行で円貨資金証券部長および市場部門長を経験するなど有価証券運用に関する専門的知見を豊富に有しております。業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督に加え、市場業務に関する適切な助言・提言をいただけることを期待し、候補者としたものであります。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
2	・当行は井上弓子氏が会長を務めている高島電機株式会社と預金・貸出金取引がありますが、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	企業経営者としての高い見識および山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部としての経験を有しており、幅広い視点から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、コーポレートガバナンスコードにて求められている「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」を推進し、取締役会の実効性を高めるうえで最適な人材であります。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	山形県庁入庁以来、企画振興部長、山形県企業局企業管理者、山形県教育委員会教育庁などの要職を歴任し、長きにわたる行政経験を通じて培われた高い見識と、教育行政における豊富な実績を有しています。幅広い視点から当行の経営における重要事項の決定および業務執行の監督において十分な役割を果たすとともに、公共性の高い視点から適切な助言・提言を行っていただくことを期待し、候補者となりました。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	弁護士として企業法務や人事務に精通し、高い見識と専門知識ならびに他企業における社外取締役としての経験を有しています。独立した立場から業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に実施し、経営に対して適切な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。また、コーポレートガバナンスコードにて求められている「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」を推進し、取締役会の実効性を高めるうえで最適な人材であります。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
5	・高嶋清彦氏は過去に当行の会計監査人である現EY新日本有限責任監査法人に勤務しており、2014年3月期から2018年3月期まで当行の会計監査業務を担当しておりました。同氏は2025年12月に同監査法人を退職したことから、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める独立性基準を満たしております。	公認会計士として企業会計や税務等に精通し、専門知識ならびに豊富な経験を有しています。その専門的知見を活かし、銀行から独立した立場で業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に実施し、経営に対して適切な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

岡本明子氏の戸籍上の氏名は、大島明子であります。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。